

宿泊約款

【適用範囲】

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
- (2) 当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申込み】

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- ① 宿泊者名
 - ② 宿泊日及び到着予定時刻
 - ③ 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - ④ その他当ホテルが必要と認める事項
- (2) 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明した時は、この限りではありません。
- (2) 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間（3日を超える時は3日間）の基本料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する期日までに、お支払いいただきます。
- (3) 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- (4) 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

【申込金の支払いを必要としないこととする特約】

- 第4条 前第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

- 第5条 当ホテルは次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- ① 宿泊の申込みがこの約款によらない時。
 - ② 満室により客室の余裕がない時。
 - ③ 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時。
 - ④ 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められる時。
 - ⑤ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められた時。
 - ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができない時。
 - ⑦ 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をした時。（鳥取県旅館業法施行条例第10条の規定にもとづく）

【宿泊客の契約解除権】

- 第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することがあります。
- (2) 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知した時に限ります。
- (3) 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当ホテルの契約解除権】

- 第7条 当ホテルは次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。
- ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時、又は同行為をしたと認められる時。
 - ② 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められる時。
 - ③ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められた時。
 - ④ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができない時。
 - ⑤ 鳥取県条例第10条の規定する場合に該当する時。
 - ⑥ 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わない時。
- (2) 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

- 第8条 宿泊客は宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
- ① 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - ② 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - ③ 出発日及び出発予定時刻
 - ④ その他当ホテルが必要と認める事項
- (2) 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする時は、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

- 第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- (2) 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- ① 午後2時までは基本室料の30%
 - ② 午後3時までは基本室料の50%
 - ③ 午後3時以降は基本室料の100%

【利用規則の遵守】

- 第10条 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

- 第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、備付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内致します。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① フロント・キャッシャー等サービス時間 | ② 飲食等（施設）サービス時間 |
| イ. 門限 24時間 | イ. 朝食 7:00~10:00 |
| ロ. フロントサービス 24時間 | ロ. 昼食 11:30~14:00 |
| | ハ. 夕食 17:00~21:30 |
| | ニ. その他の飲食等 |
| | ティールラウンジ 10:00~19:00 |

- (2) 前項の時間は必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法を持ってお知らせします。